

湘南平塚看護専門学校同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、湘南平塚看護専門学校同窓会と称し、事務局を湘南平塚看護専門学校に置く。

住所は〒254-0062 神奈川県平塚市富士見町5-17となる。

第2章 目的および事業

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交誼を厚くし、看護の向上を図ると共に、湘南平塚看護専門学校の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会報、名簿の発行
2. 各種研修会、講習会、セミナー等の開催
3. 湘南平塚看護専門学校への支援活動
4. その他、必要なる事業および集会

第3章 会員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 一般会員は、湘南平塚看護専門学校卒業者とし、卒業と同時に会員となる義務を有する。
2. 特別会員は、湘南平塚看護専門学校職員とし、その他役員が推薦し総会で承認されたものとする。
3. 会員は住所変更または婚姻などにより改正の場合は直ちに本会事務局に連絡する。(〒254-0062 神奈川県平塚市富士見町 5-17 TEL0463-30-1900 湘南平塚看護専門学校同窓会事務局)

(会費)

第5条 本会の運営費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
2. 会員は会費を納入しなければならない。
3. 会費は入会時20,000円を納入し、終身会費とする。
4. 既納の会費は理由の如何を問わず、これを返納しないこととする。

第4章 役員

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。役員は本会の会員であること。

会 長	1名
副会長	2名
書 記	2名
会 計	2名
各期連絡役員 各期生代表	
監 査	2名

(役員の仕事)

第7条 会長は会務を総理し運営する。

1. 副会長は会長を補佐し、代表が欠員のときは会長の職務を遂行する。
2. 書記は、本会の職務を担当する。
3. 会計は、本会の経理を担当する。
4. 監査は、事業および会計財産を監査する。

(役員を選出と任期)

第8条 会員の選出と任期は次の通りとする。

1. 役員の仕事は2年とする。
2. 次期役員は、各期生で推薦し、総会の議を経て決定する。
3. 役員は欠員が生じた場合は、各期生で推薦し決定する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会の役員会とする。

(総会)

第11条 本会は、年1回定期総会を開き必要に応じて臨時総会を開くことができる。

1. 総会は、出席者の数をもって成立する。
2. 総会の議事は出席者の過半数をもって成立する。但し、緊急の場合は役員会で決定し、速やかに会員に知らせる。
3. 定例総会には、次の事項について審議する。

前年度の支出入決算報告書

事業報告と事業計画

快速の変更に関する事項

その他

4. 会長が必要と認めた場合には、臨時総会を開くことができる。但し、会員の3分の2以上の要望があった場合は、直ちに臨時総会を開かなければならない。
5. 総会の議長は出席会員中よりこれを決定する。
6. 本会の議事は、全て民主的に一般議事法により、出席者の過半数をもって決定する。
7. 総会・講演会開催に関する費用は役員に一任する。

(役員会)

第12条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

1. 役員会には次の事項について審議する。

予算と決算に関する事項

会則の変更に関する事項

会務運営に関する事項

その他

第6章 会計監査

第13条 会員監査は、監査役を又その任を行う。

1. 会計監査は、年度末および必要と認めた時監査を行い、総会においてその結果を報告する。

第7章 会則の改正

第14条 本会の改正は、総会において出席人数の3分の2以上の賛成のある時これを認める。

その他

1. 役員会に際して、役員に対し交通費を支給する（電車・バス代として換算/出席日数毎）また、役員会含め、出席には役員手当てを支給する。（会長：3,000円 副会長・会計・会計監査・書記：2,000円 各期連絡役員：1,000円）

附則

1. この会則は平成24年3月26日から施行する。
2. 10条削除 10条以降繰り上げする。現11条第3項快速を会則に修正。(H24/11/9 訂正)
3. 第8条の2項目の時期を次期に修正。(H29/1/30 訂正)
4. 第8条の各期生毎を各期生でに修正。(H29/1/30 訂正)
5. 第11条4項目の文章内の合ったをあったに修正。(H29/1/30 訂正)
6. 第13条の監査役のその任をという内容を、監査役を又その任を行うに修正。(H29/1/30 訂正)

7. 第 13 条の第 1 項目の必要いとを必要とに修正。(H29/1/30 訂正)
8. 第 3 章の第 4 条に第 3 項目を追加。(H30/5/28 訂正)
9. 第 4 章の第 6 条の役員名内の役員を各期連絡役員と変更。また、各期生 4 名を各期生代表へ変更。(H30/5/28 訂正)
10. 第 5 章の第 11 条に 7 項目目を追加。(H30/5/28 追加)
11. その他の項目を作成・追加。(H30/5/28 追加)